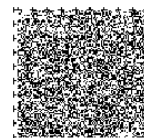
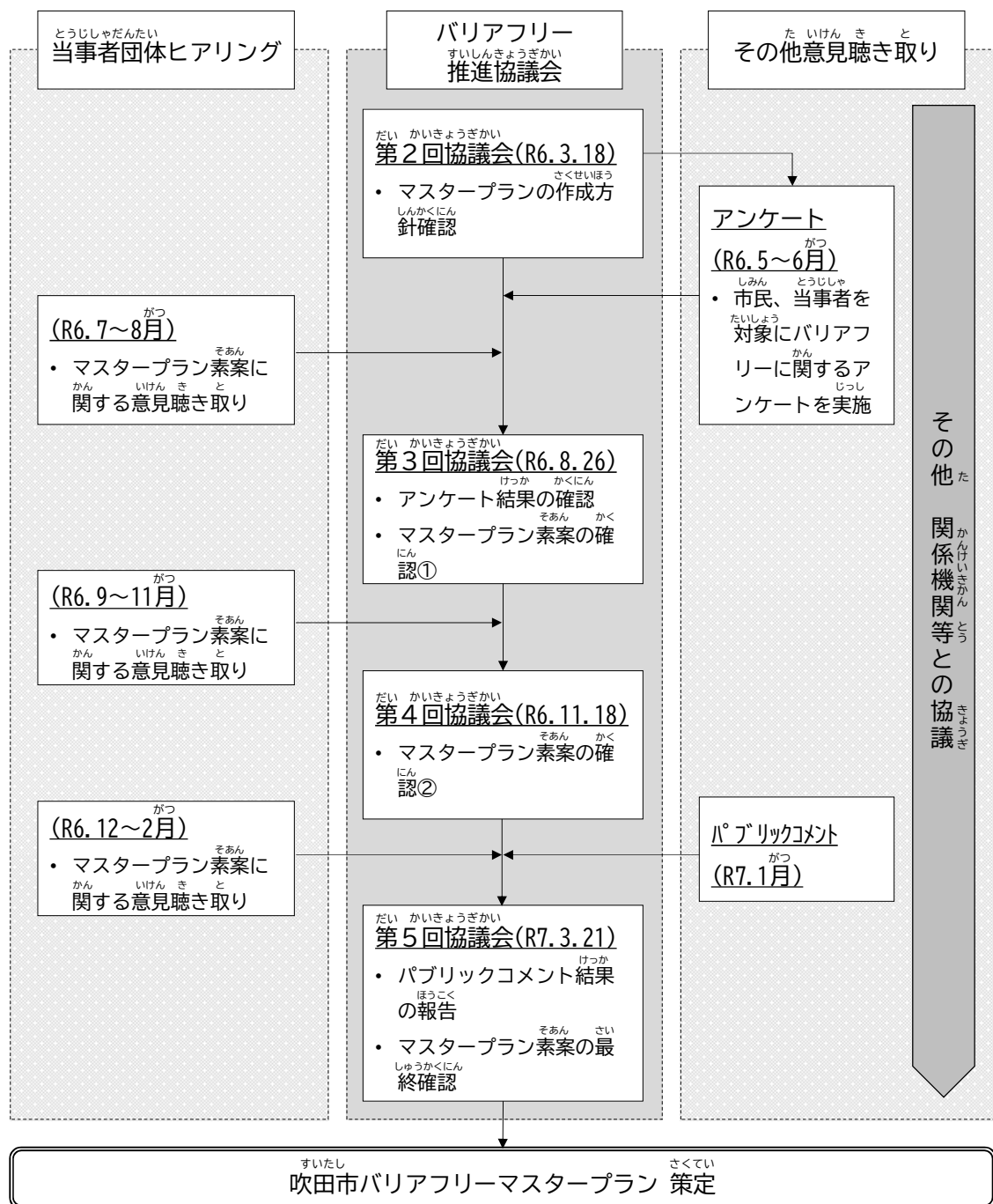
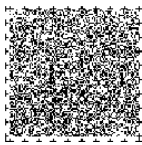


(1) マスタープラン策定の過程

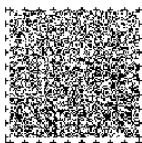
ア 会議等の開催状況

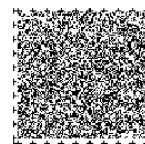




吹田市バリアフリー推進協議会 委員名簿

ばんごう 番号	しめい 氏名	きんむさき 勤務先・団体等	やくしやく 役 職	こうせい 構成	
1	かいちよう 会 長 うちだ 内田 敬	おおさかこうりつだいがく 大阪公立大学	こうがくけんきゅうか 工学研究科 とし けいせんこう 都市系専攻	きょうじゆ 教 授	がくしきけいけんしや 学識経験者 3人以内
2	ふくかいちよう 副 会 長 いしづか 石塚 裕子	とうほくふくしだいがく 東北福祉大学	そうごう 総合マネジメント学部 さんぎようふくし 産 業福祉マネジメント学科	きょうじゆ 教 授	
3	みしま 三嶋 勝彦	すいたししょうこうかいぎしよ 吹田商 工会議所	こうきょうてきだんたいだいひょうしや 公共的団体代表者	じむ 事務 きよくちよう 局 長	こうきょうてきだんたい 公共的団体の代表 者から推薦されたも の3人以内
4	もり 森 俊弘	いっばんしゃだんほうじんすいたしこうれい 一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会	こうきょうてきだんたいだいひょうしや 公共的団体代表者	じょうむり じ 常務理事	
5	くわた 栗田 智代	しゃかいふくしほうじんすいたしししゃがいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会	こうきょうてきだんたいだいひょうしや 公共的団体代表者	ふくかいちよう 副 会 長	
6	しんや 新屋 志郎	しょう どうじしや すいたしじりつしえんきょうぎかいとうじしやかい 障がい当事者(吹田市自立支援協議会当事者会)	しかく (視覚)		すいたし し ちいき じりつ し えん 吹田市地域自立支援 協議会等から 推薦された者 7人以内
7	おおえ 大江 卓司	しょう どうじしや すいたしじりつしえんきょうぎかいとうじしやかい 障がい当事者(吹田市自立支援協議会当事者会)	ちやうかく (聴 覚)		
8	ふくにし 福西 義信	しょう どうじしや すいたしじりつしえんきょうぎかいとうじしやかい 障がい当事者(吹田市自立支援協議会当事者会)	したたいふじゆう (肢体不自由)	とうじしやかい 当事者会 かいちよう 会 長	
9	はなもと 波那本 豊	すいたし こうつう (吹田のバリアフリー・交通アクセスをめざす会)	したたいふじゆう (肢体不自由)	かいちよう 会 長	
10	ほそだ 細田 捷代	しょう どうじしや すいたしじりつしえんきょうぎかいとうじしやかい 障がい当事者(吹田市自立支援協議会当事者会)	したたいふじゆう (肢体不自由)		
11	いわた 岩田 美穂	しょう どうじしや すいたしじりつしえんきょうぎかいとうじしやかい 障がい当事者(吹田市自立支援協議会当事者会)	ちてき (知的)	とうじしやかい 当事者会 ふくかいちよう 副 会 長	
12	たむら 田村 美歌	こそだ ちゆうまた 子育て 中又はその経験のある公募市民			
13	こうの 河野 路利	かいごまた 介護又はボランティア経験のある公募市民			すいたししめん 吹田市民であって、 かいごとう けいけんまた こ 介護等の経験又は子 育ての経験を有する しめん にんい ない 市民3人以内
14	うと 宇都 雪人	かいごまた 介護又はボランティア経験のある公募市民			
15	いのむら 野村 育代	こくどうつうしんきんきうんゆきよく 国土交通省近畿運輸局	こうつうせいさくぶ 交通政策部 パリアフリー推進課	かちよう 課長	かんけいぎょうせいきかん 関係行政機関の 職員
16	うら 裏 祥嗣	おおさかふいばらきどぼくじむしよ 大阪府茨木土木事務所	けんせつか 建設課	かちよう 課長	
17	きたばたけ 北 畠 勝治	おおさかふすいたけいさつしよ 大阪府吹田警察署	こうつうか 交通課	かちよう 課長	にんい ない 3人以内
18	きたむら 北村 周郎	にしにほんりよかくてつどうかぶしがいいしや 西日本旅客鉄道株式会社	きんきとうかつほんぶけいさいきかくぶ 近畿統括本部経営企画部	かちよう 課長	
19	やました 山下 智宏	はんきゆうてんてつかぶしがいいしや 阪 急電鉄株式会社	とし こうつうじぎょうほんぶぎじゆつづぶ 都市交通事業本部技術部 どぼくぎじゆつたんと 土木技術担当	かちよう 課長	かんけいこうきょうこうつう きかん 関係公共交通機関 の職員 にんい ない 6人以内
20	さかた 酒田 直哉	おおさかしこうそくてんききどうかぶしがいいしや 大阪市高速電気軌道株式会社	こうつうじぎょうほんぶけいさいきかくぶ 交通事業本部計画部 きかくか バリアフリー企画課	かちよう 課長	
21	どやま 玉山 博久	おおさか 大阪モノレール株式会社	うんゆぶぎょうむか 運輸部業務課	ちやうさやく 調査役	
22	みずたに 水谷 信男	きたおおさかきゆうこうてんてつかぶしがいいしや 北大阪急行電鉄株式会社	てつどうじぎょうぶしせつか 鉄道事業部施設課	かちよう 課長	し かんけいぶちやうとう 市関係部長等 7人以内
23	よしおか 吉岡 徹郎	はんきゆう かがしがいいしや 阪 急バス株式会社	じどうしやじぎょうほんぶえいぎきかくぶ 自動車事業本部 営業企画部	ぎやうむかちよう 業務課長	
24	おかだ 岡田 貴樹	すいたし 吹田市	そうむぶき きかんりしつ 総務部危機管理室	ききかんりかん 危機管理監	
25	うえだ 植田 聡	すいたし 吹田市	がっこうきょういくぶ 学校教育部	きやういくかん 教育監	
26	うめもり 梅森 徳晃	すいたし 吹田市	ふくしぶ 福祉部	ぶちよう 部長	
27	しみず 清水 康司	すいたし 吹田市	とし けいかくぶ 都市計画部	ぶちよう 部長	
28	まかべ 真壁 賢治	すいたし 吹田市	どぼくぶ 土木部	ぶちよう 部長	
	ひでさか 秀坂 正綱	おおさかふ 大阪府	おおさかふとしせいびぶ 大阪府都市整備部 じゅうたくけんちくききよく 住宅建築局 建築環境課	しゅさ 主査	オブザーバー





(2) 用語の説明

ぎょう
あ 行
いどうとうえんかつかきじゅん
移動等円滑化基準

ばりあふりーほうにきづき、こうれいしゃ、しょう、しゃとう
バリアフリー法に基づき、高齢者、障がい者等の
いどうおよ、しせつ、りよう、えんかつ、ひつよう、こうぞう
移動及び施設の利用を円滑にするために必要な構造
や設備に関して国が定めたもので、「公共交通移動
とうえんかつかきじゅん、どうろいどうとうえんかつかきじゅん、としこうえん
等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園
いどうとうえんかつかきじゅん、けんちくぶついどうとうえんかつかきじゅん
移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化基準」な
どがあります。

いどうとうえんかつか
移動等円滑化
こうれいしゃ、しょう、しゃとう、いどう、しせつ、りよう、さい
高齢者、障がい者等の移動や施設を利用する際に、
しんたい、ふたん、けいげん、いどうじょう
身体負担を軽減することにより、移動上または
しせつ、りようじょう、りべんせいおよ、あんぜんせい、こうじょう
施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること
をいいます。本計画では、「バリアフリー化」と同義
もち
に用いています。

インクルーシブ

いんくるーしぶは、「ほうかつてき、つつ、こ
インクルーシブは、「包括的」「すべてを包み込む」
い、み、ことば、しょう、う、む、こくせき、ねんれい
を意味する言葉です。障がいの有無や国籍、年齢、
せいべつ、かんけい、はいけい、も
性別などに関係なく、さまざまな背景を持つあらゆる
ひと、はいじょ、りねん
の人が排除されない理念のことです。

インクルーシブ教育

だれ、はいじょ、しょう、もの、しょう、もの
誰も排除せず、障がいのある者と障がいのない者
とも、まな、しく
が共に学ぶ仕組みのことです。

インクルーシブ遊具

からだ、しょう、こ、こ、いっしょ、あそ
体に障がいがある子ども、ない子ども一緒になって遊
ぶことができる遊具のことです。

エスコートゾーン

おうだんほうどう、ちゅうおうぶ、てんじょう、とっき
横断歩道の中央部に点状の突起によりラインをつ
けたもので、視覚障がい者が横断歩道から外れるこ
となく道路を横断できるように配慮された横断
歩道帯です。

オストメイト

ちよくちょう、ぼうこう、ぞうき、きのうしょう
直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障
いを負い、お、ふくぶ、じんこうてき、はいせつ
腹部に人工的に排泄のためのストーマ
（じんこうももん、じんこうぼうこう、ぞうせつ、ひと
人工肛門・人工膀胱）を造設した人のことです。

オストメイトはパウチと呼ばれる排泄用の袋状の
そうぐ、そうちゃく、つうじょう、べんざ、りよう
装具を装着しているため、通常の便座は利用でき
ず、せんじょう、すいせん、き、ぐ、とう、ひつよう
パウチを洗浄する水洗器具等が必要となります。

音響信号機

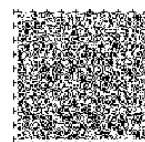
しかくしょう、しゃ、あおしんこう、おと、し
視覚障がい者に青信号となったことを音により知ら
せる装置です。そうち、いっばんてき、なんぼくほうこう
一般的に、南北方向には“ピヨピ
ヨ”、とうざいほうこう、おんせい、し
東西方向には“カッコー”の音声で知らせま
す。

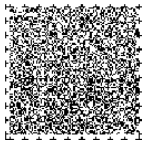
か行

かくふく
拡幅
どうろ、はば、ひろ
道路の幅を広くすることをいいます。

可動式ホーム柵

えき、せんろ、めん、ぶぶん、せっち、かどうしき
駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式
かいこうぶ、も、し、き、じょう
の開閉部を持った仕切りのことです。ホーム上の
りようしゃ、あんぜんたいさく、ひと、せんろない、てんらくじ、こ
利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故
れつしゃ、せつしよくじ、こ、みぜん、ふせ
や列車との接触事故を未然に防ぎます。





可変式情報表示装置

可変式情報表示装置とは、LED などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示する装置のことです。

幹線道路

重要な地区を相互に結ぶ道路網の基本となる主要な道路です。

丘陵地

丘陵地とは、山地と呼ぶには低く平地と呼ぶにはでこばこのある、いわば山地と平地との中間的な起伏をもった地形を指します。

切下げ部

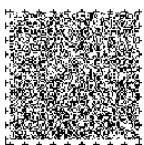
車道と歩道部分に高低差がある場合、車両の入出庫等の利便性を図る為に、低く切り下げた歩道部分のことを指します。

グレーチング蓋

鋳鉄や鋼鉄製の金物でできた網状のふたで、歩行者などの転落を防止するために側溝の上に設置するものです。

結節点

複数あるいは異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え、乗り継ぎが行なわれる場所・施設のことです。交通結節点の具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前交通広場、歩道などが挙げられます。



公安委員会

公安委員会は、強力な執行力を持つ警察を管理するために設置される行政委員会のことです。警察法に基づく権限のほか、バリアフリー化に関連するものとして、道路交通法に基づく道路における交通規制に関するものがあります。

公共交通事業者

鉄道事業者、軌道経営者、乗合バス事業者、バスターミナル事業者、海上旅客運送事業者、航空運送事業者及びそれ以外の者で鉄道施設、旅客船ターミナル又は航空旅客ターミナルを設置し、または管理する者をいいます。

勾配（こうばい）

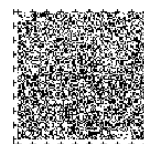
傾きのことをいい、道路勾配の表示には一般的に「%」表示が用いられます。パーセント表示は、水平距離に対する垂直距離の割合を示したもので、例えば、水平距離1mに対して5cmの高低差が生じている場合、勾配は5%となります。

合理的配慮

障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同様に保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。

心のバリアフリー

心のバリア（障壁）とは、高齢者や障がい者などが持つ問題を知ろうとしないことや、理解しないことを意味します。この心のバリアを無くすことを



「心のバリアフリー」といいます。とくにバリアフリー法では、高齢者や障がい者などが抱えやすい困りごとへの理解を深めることが重要であるとされています。例えば、駐輪等の自身の行為で高齢者、障がい者等の施設利用を妨げることがないように注意することや、段差を上げず困っている車いす使用者に声をかけ移動を助けることなど「心のバリアフリー」として国民の責務としています。

さ行

視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）
視覚に障がいのある人が杖や足の裏の触覚でその存在や大まかな形状を確認できるような突起をつけたブロックのことで、一般に点字ブロックとも呼ばれます。注意喚起のための点状ブロックと、行く先を誘導するための線状ブロックがあります。視覚障がい者誘導用ブロックは、各製造者によりさまざまな形状のものが販売されていますが、平成13年にJIS規格化されており、ガイドラインではJIS規格の使用が推奨されています。

施設設置管理者

鉄道、バス、タクシーなどの公共交通事業者、市道や府道などの道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築主など、個々の施設の設置や管理に対し責任を負う事業者をいいます。また、本計画では、施設設置管理者等の「等」は、信号機などを管理する公安委員会を含んで呼ぶときに使用します。

社会的障壁

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。具体的には、街中の段差や利用しにくい施設などの物事、

利用しにくい制度、障がいのある方の存在を意識していない慣習や文化、障がいのある方への偏見などがあります。

弱者感応押しボタン式信号機

通常の歩行者信号機の青時間では横断できない高齢者や障がい者等のために設置される押しボタン式の信号機で、白色の箱のボタンを押すことや携帯電話機を用いることで、歩行者の青時間を延長することができる装置です。

重点整備地区

生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であるほか、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要とされ、かつ移動等円滑化のための事業を重点的、一体的に実施することが有効な地区をいいます。

植樹帯

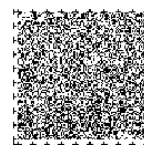
植樹帯とは、歩道上に「帯状」に高木や低木が植栽されている植込み地をいいます。

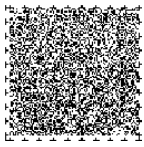
触地図

視覚障がい者が施設等の案内図を触って判読できるよう、施設の形状や設備の配置、名称などについて浮き文字により示した案内板です。建築物や駅舎、公園の出入口付近のほか、トイレ等の出入口に設置されます。

人口集中地区（DID）

市区町村の区域内で人口密度の高い地区のことです。人口密度が1平方キロあたり4,000人以上で、





じんこう にんいじょう ちいき さ
人口が 5,000人以上の地域を指します。

身体障がい者手帳

しんたい きのう いっていいじょう しょう みと
身体の機能に一定以上の障がいがあると認められ
かた こうふ てちょう げんそく こうしん
た方に交付される手帳です。原則、更新はありませんが、障がいの状態が軽減されるなどの変化が
よそう ばあい てちょう こうふ いっていきかん
予想される場合には、手帳の交付から一定期間をお
あと さいにんてい じっし
いた後、再認定を実施することがあります。

スパイラルアップ

か はか じ ぜん けんとうだんかい
バリアフリー化を図るうえで、事前の検討段階から
じ ご ひょうか だんがい いた こうれいしゃ しょう しゃとう
事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障がい者等
せっきよくてき さんか さんか へ え
が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られ
ちけん きょうゆうか た い
た知見を共有化し、他のプロジェクトに生かすこと
おこな だんかいてき けいぞくてき はってん
によって行われる、段階的かつ継続的な発展のこと
です。

スロープ板

おも くるま いどう だんさ かいしょう
主に車いすなどの移動で、段差を解消するために
しょう
使用するものをいいます。

生活関連経路

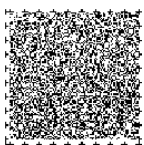
せいかつかんれんし せつ あいだ むす どうろ えきまえひろば たてものない
生活関連施設の間に結ぶ、道路、駅前広場、建物内
およ しきち つうろ
及び敷地にある通路などのことです。

生活関連施設

こうれいしゃ しょう ひとどう にちじょうせいかつまた しゃかい
高齢者、障がいのある人等が日常生活又は社会
せいかつ りょう りょかくしせつ かんこうちようしせつ ふくし
生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉
しせつ た しせつ
施設その他の施設をいいます。

精神障がい者保健福祉手帳

せいしんしょう しゃほけんふくしてちょう
精神障がい者保健福祉手帳は、一定程度の精神障
せいしんしょう しゃほけんふくしてちょう いっていいいど せいしんしょう
がいの状態(精神疾患により、日常生活や社会参加
じょうたい せいしんしっかん にちじょうせいかつ しゃかいさんか



こんなん じょうたい にんてい
に困難をきたしている状態)にあることを認定する
ものです。せいしんしょう しゃほけんふくしてちょう どうきゅう
精神障がい者保健福祉手帳の等級は、
せいしんしっかん じょうたい のうりよくしょう じょうたい りょうめん
精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面か
そうごうてき はんだん きゅう きゅう
ら総合的に判断され、1級から3級まであります。

側溝

はいすい どうろ せんろ もう みぞ
排水のために道路や線路のわきに設ける溝のことを
いいます。

ソフト施策

たてもの どうろ せいびどう さ しさく たい えきむ
建物や道路の整備等を指すハード施策に対し、役務
ていきよう りょかくしえん じょうほうていきよう きょういくくねれん こうほう
の提供、旅客支援、情報提供、教育訓練、広報・
けいはつ むけい かん しさく
啓発など無形のものに関する施策をいいます。

ゾーン 30

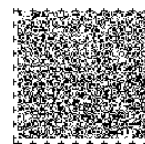
せいかつどうろ ほ こうしゃ じてんしゃ あんぜん つうこう
生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を
かくほ もくてき こうつうあんぜんたいさく ひと
確保することを目的とした交通安全対策の一つです。
くいさ さいだ じそく そくどきせい じっし
区域(ゾーン)を定めて時速30kmの速度規制を実施
するとともに、その他の安全対策を必要に応じて
く あ ない くるま そうこうそくど
組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や
とお め よくせい
通り抜けを抑制するものです。

た行

ていしゅう
低床バス(ワンステップバス・ノンステップバス)
つうじょう ゆかめん ひく じめん
通常のバスより床面が低いバスのことです。地面か
ゆかめん ていど じょうこう だん
ら床面までが55cm程度で、乗降ステップが1段のワ
ゆかめん ていど じょうこう
ンステップバス、床面までが25~30cm程度で乗降
ステップのないノンステップバスがあります。

道路横断面

どうろ ちゅうしんせん たい ちようかく せつだん
道路をその中心線に対し直角に切断したときの
き くち へいめん しゃどう ちゅうおうび ろかた ていしゃたい しゃどう
切り口の平面。車道、中央帯、路肩、停車帯(車道
いちぶ じてんしゃどう じてんしゃ ほうこうしゃどう ほうどう しょくじゅたい
の一部)、自転車道、自転車歩行者道、歩道、植樹帯、



ふくどう しゃどう いちぶ こうせい
副道（車道の一部）などで構成されています。

道路付属物・占有物

道路の「かたち」や「つくり」を守る為、また、安全で円滑な交通を確保するため、その他、道路の管理をするのに必要な施設または工作物をいいます。

特定建築物(建築物特定施設)

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、老人ホーム等、多数の者が利用（法第2条第十八号）する政令で定める建築物のことをいいます。建築物特定施設である出入口や階段等の施設を含んだ建築物です。

特別特定建築物

特定建築物のうち、不特定かつ多数が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用（法第2条第十九号）する政令で定める建築物のことです。

特定公園施設

都市公園の主要な経路を構成する園路及び広場、休憩所、駐車場、便所等の移動等円滑化が特に必要施設のことをいいます。

特定事業

特定事業はバリアフリー基本構想に定める事業のうち、実施義務が生じる事業をいいます。また、特定事業について、具体的な事業内容やスケジュール等を定めたものが特定事業計画です。本事業計画はバリアフリー法において、バリアフリー基本構想策定後に各施設設置管理者等が定めることが規定されています。

特定道路

高齢者や障がい者などの移動を円滑化するために国土交通大臣が指定した道路をいいます。

特定旅客施設

旅客施設のうち、利用者が相当数（1日平均5,000人以上）であること又は相当数であると見込まれることなど政令で定める要件に該当するものをいいます。

特定路外駐車場

路外駐車場とは、駐車場法第2条で定められており、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいいます。このうちバリアフリー法で対象となるものを特定路外駐車場といい、一般公共の用に供し、駐車マスの部分の合計面積が500㎡以上のものであって、利用の際、駐車料金を徴収するといった要件を備える駐車場を指します。

な行

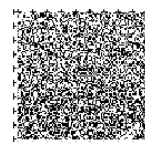
ノーマライゼーション

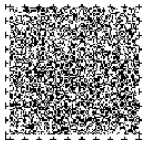
障がい者が社会の一員として、障がいのない人と同等に生活し、活動できる社会があたりまえであり、そのような社会をめざしていく考え方のことです。

は行

バリアフリー

高齢者や障がい者、妊産婦等の移動に制約を受けやすい人の妨げとなる障壁（バリア）を除去することです。広義には、段差解消等の物理的環境の改善だけでなく、人間の心理的なバリアや社会的な制度のバリアを除去することも含まれます。





ピクトグラム

伝えたいイメージが一見して理解できるよう、絵文字等により表現したサインのことです。JIS規格に定められたものと交通エコロジー・モビリティ財団により公表されたものがあります。

幅員

道路・橋・船などの幅のことです。

踏切道内誘導表示（視覚障がい者誘導表示）

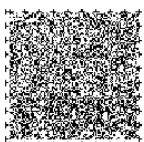
踏切道内の一方の遮断かんから他方の遮断かんまでの区間にある表示で、視覚障がい者が車道や線路に誤って侵入することを防ぐことを目的としているものです。

プラットフォーム縁端警告用内方表示ブロック（内方線）

ホームの縁端には、視覚障がい者の転落を防止するために点状ブロックを敷設する必要があります。しかし、点状ブロックは正方形で方向性を持たないことから、視覚障がい者は点状ブロックの上に立っていても、どちらが線路側で、どちらがホーム側なのかかわからなくなるため、ガイドラインでは、ホーム縁端に敷設する点状ブロックのホーム側に内方線を示すよう推奨しています。

ヘルプマーク

外見からはわからない援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークのことです。



や行

有効幅員

通行上支障のない部分の幅をいい、全幅員から植樹帯・電柱・防護柵等の支障物を除いた幅のことです。ただし、側溝に蓋を設ける場合には、側溝の幅も有効幅員に含みます。

ユニバーサルデザイン

「みんなにやさしいデザイン」のことで、年齢、性別、文化、身体の状態など人々がもつ様々な個性や違いを超えて、一人ひとりが互いに多様性を認め合い、はじめから誰もが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスづくりを行なっているという考え方をいいます。

ユニバーサルデザインタクシー

広い開口部と可動式のステップ(スライドステップ)を備え、車いすのまま乗車できるなど、障がい者や高齢者に配慮した一般タクシー車両をいいます。

ら行

療育手帳

療育手帳とは、都道府県の知事が発行している知的障がい者（および知的障がい児）が補助を受けるために必要な手帳です。

旅客施設

鉄道駅、軌道停留場、自動車ターミナル法によるバスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルのことをいいます。